

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)

半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村において、事業(製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等)を行う者が、当該事業のために用いる設備(機械、建物、構築物等)を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。

対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等

■ 製造業・旅館業

資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設

■ 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の取得等(資本金5,000万円超は新增設)

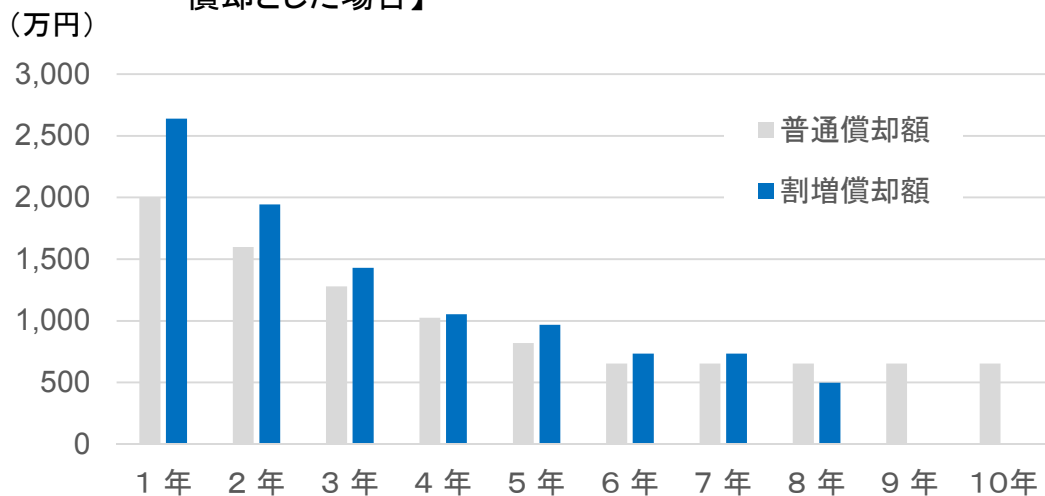
(2) 償却率 機械・装置 : 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の48%

(3) 償却期間 5年

(4) 適用期限 平成33年3月31日まで

◆ 割増償却を適用すると...

【1億円の機械を取得。耐用年数が10年、200%定率法による償却とした場合】



1年目では、普通償却額2,000万円(1億円×普通償却率20%)に加え、640万円(2,000万円×割増償却率32%)の償却が可能。したがって、150万円(640万円×法人税率23.2%)の法人税の繰り延べが可能。
⇒5年間で、合計304万円の法人税が繰り延べ可能。

さらに、

- ☆ 建物・附属設備、構築物にも利用可能 (普通償却限度額の48%)
- ☆ 事業者の規模に応じ、より小規模の投資へも利用可能

などのメリットがあります